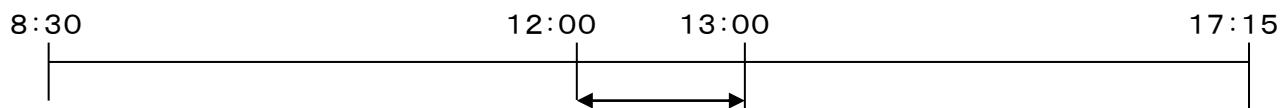


5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要(令和3年4月1日現在)

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までのうち休憩時間60分を除いた1日7時間45分、週38時間45分です。



(2) 職員の年次休暇の概要と取得日数

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

全 職 員	単位:日
令和2年度の平均取得日数	令和元年度の平均取得日数
11. 7	10. 5

一般行政職(福祉職、税務職及び教育職を除く)

単位:日

令和2年度の平均取得日数	令和元年度の平均取得日数
12. 9	13. 3

(注) 対象期間内の途中に採用した者、退職した者、育児休業を取得した者、休職した者は除いています。

(3) 特別休暇の概要(令和3年4月1日現在)

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

単位:日

区 分	事 由	付与日数
ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い、必要な検査、入院等	その都度必要と認める期間
ボランティア休暇	災害時の被災地での援助活動、福祉施設での援助活動又は在宅の障害者若しくは高齢者の支援活動に従事する場合	1年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)において5日以内
慶弔休暇(結婚)	職員の結婚	連続する6日以内の期間
生理休暇	女性職員の生理	2日の範囲内で必要と認める期間
通勤緩和休暇	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め、又は終わりにおいて1日につき1時間の範囲内で必要と認める時間
妊娠障害休暇	妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務が著しく困難である場合	1の妊娠期間において2日の範囲内の期間

区分	事由	付与日数
妊娠婦の健康診査のための休暇	妊娠婦である女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)その都度必要と認められる期間
出産休暇	<産前休暇>8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
	<産後休暇>女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間目に当たる日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
育児休暇	職員が生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	5日の範囲内で必要と認める期間
子の看護休暇	満9歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度に5日の範囲内の期間(対象の子が2人以上いる場合は10日の範囲内の期間)
短期介護休暇	配偶者、父母、子または同居する親族のうち要介護者(日常生活を営むのに支障がある者)の介護等の世話をを行う職員が当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度に5日の範囲内の期間(対象の要介護者が2人以上いる場合は10日の範囲内の期間)
妻の出産のための休暇	妻の出産	3日の範囲内で必要と認める期間
忌引	親族の死亡	親族の区分に応じ連続する1日から10日の範囲内の期間
慶弔休暇(法要)	父母の追悼のための特別な行事	1日
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための場合	5日
リフレッシュ休暇	大和市職員定数条例第2条に規定する職員として在職した期間が20年又は30年となった職員で市長が特に認めた場合	連続する5日の範囲内で必要と認める期間

(4)組合休暇の概要(令和3年4月1日現在)

区分	事由	付与日数
組合休暇 (職員団体の事務従事)	職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務又は活動に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務又は活動で当該職員団体の業務又は活動と認められるものに従事する場合	30日(無給)

(5)介護休暇の概要と取得者数

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度(無給)があり、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して6月を超えない範囲で3回まで分割して取得できます。また、通算で6月を経過した後も介護が必要な状態が継続している場合は、再度、6月を超えない範囲(通算で1年)で取得できます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位(1日最長4時間)で取得することもできます。

単位:人

区分	令和2年度	令和元年度
介護休暇	5(3)	5(4)

(注)()内は、女性の取得者数であり、内数です。

(6)療養休暇の概要と取得者数

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間(最長90日)、勤務することが免除されます。

※令和2年度の数値より再任用職員及び臨時の任用職員を含みます。

単位:人

区分	令和2年度	令和元年度
精神・神経性疾患	17	17
外傷性疾患	12	16
内部疾患	65	62
通勤災害	1	0
公務災害	5	0
合計	100	95

(7)職員の育児休業の概要と取得者数

職員が育児をするための休業制度として育児休業、部分休業、育児短時間勤務があります。育児休業は1日単位で部分休業は時間単位(1日最長2時間)で取得することができます。育児短時間勤務は、職員が常勤職員のまま育児のための短時間勤務をすることができます。育児休業は最大3年、育児短時間勤務と部分休業は対象となる子が小学校就学前まで取得することができます。

単位:人

区分	令和2年度	令和元年度
育児休業	99(85)	94(88)
部分休業	85(79)	82(79)
育児短時間勤務	16(15)	21(20)

(注)1 ()内は、女性の取得者数であり、内数です。

(注)2 育児短時間勤務は平成20年7月1日から制度導入しました。

(8) 安全衛生管理体制の整備状況

事業場の規模及び業種によって、安全衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

(各年4月1日現在)

区分	説明	令和2年		令和元年	
		設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数
総括安全衛生管理者	安全管理者及び衛生管理者の指揮や労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者	1	1	1	1
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者	1	1	1	1
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者	6	6	6	6
安全衛生推進者等	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視及び健康の保持増進のための措置等を行う者	47	47	47	47
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師	6	6	6	6
衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等で衛生に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会	6	6	6	6
安全委員会	労働者の危険を防止するための基本対策等で安全に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会	1	1	1	1